

令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関等支援事業について

1 主旨

新型コロナウイルス感染拡大に対応する医療機関の受入れ体制を強化するとともに、地域医療体制の確保を図るため令和2年度事業を見直し、引き続き区内の医療機関を支援する補助事業を実施する。

2 令和3年度事業の概要

(1) 病床確保支援【一部継続】

令和2年度については、医療機関が確保した新型コロナウイルス感染症専用病床の空き病床及び区民使用病床への補助を実施した。病床確保の必要性は高いが、都・国の支援が充実している状況にあるため、区民使用病床の補助のみを令和2年度に引き続き実施する。

対象となる医療機関

ア) 国や都により新型コロナウイルスの入院医療機関として位置づけがされた区内の病院及び有床診療所（感染症指定医療機関（結核指定医療機関を除く。）、東京都感染症診療協力医療機関、東京都感染症入院医療機関、新型コロナウイルス感染症重点医療機関・協力医療機関）

イ) その他、区長が特に認める病院及び有床診療所

国又は自治体が設置者の医療機関を除く。（自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】が該当）

交付の要件

新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者のみを使用することができる病床を区民が使用すること。

補助額

区民使用病床 1日につき1床 8,000円

当該医療機関が対象医療機関に位置付けられている期間に限る。

対応する患者の重症度等は問わない。

(2) 発熱外来等の運営支援【2年度事業廃止、3年度新規実施】

令和2年度の発熱外来等については設置及び運営について支援を実施し、令和2年度末の時点で帰国者・接触者外来が6か所、保険診療でPCR検査を実施する診療所が200か所以上に増加したため事業を廃止する。令和3年度については、発熱外来等の運営支援として施設要件を緩和するとともに訪問診療を対象に加え、衛生資材等の確保等に必要な相当額について支援を行う。

対象となる医療機関

区内の病院又は診療所（国又は地方自治体が設置者のものを除く。）であり、PCR検

査について行政検体の受け入れ、または保険診療による検査を行うことのできる医療機関であること。

交付の要件

以下について、いずれかを満たすこと。

ア) 区内で帰国者・接触者外来を運営していること。

イ) 発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症の疑似症状を有する患者を主に取り扱う外来の診療を1日に3時間以上かつ月に10日以上実施し、かつ当該外来を実施していることをホームページ等で周知すること。

ウ) 訪問診療については、発熱・咳等の疑似症状を有する患者に対して月4回以上の訪問の実績があるもの。

補助額

次に掲げる一方の額

	区分	補助額
ア)	帰国者・接触者外来を行う医療機関	1か月につき 200,000円
イ)	その他の医療機関	1か月につき 100,000円

(3) 休業・縮小施設の再開支援【拡充】

令和2年度に引き続き、医療機関の従業員（医師、看護師、技師、事務員等）又は入院患者に新型コロナウイルス感染症に罹患又はその疑いがある者が発生したことにより、外来診療の一部又は全部の休診、病床の一部又は全部の使用を停止し、その後、補助期間中に再開した医療機関を支援する。令和3年度は対象に、上記2 - (2) 発熱外来等を運営する無床診療所を加える。

対象となる医療機関

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

区内の病院又は診療所（無床診療所については、本事業による発熱外来を運営していること。）

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

区内の病院または有床診療所

交付要件

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・休診の原因が当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者が発生したこと。
- ・休診していなければ、外来診療（1日3時間以上）または訪問診療が予定されていたこと。
- ・補助期間内に外来診療等を再開すること。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

以下の全ての要件に該当すること

- ・病床使用停止の原因が、当該医療機関の従業員又は入院患者に新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある者の発生であること。
- ・補助期間内に病床の使用を再開するものであること。

補助額

ア) 従業員等の感染による休診に対する再開支援

休診した1ラインごとに、休診した日1日につき41,700円

休診しなければ3時間以上の診察または訪問診療が予定されていた日に限る。

無床診療所については、1診療所を1ラインとし休業開始日より14日間中の診療予定日数を上限とする。

イ) 従業員等の感染による病床使用停止中の経営継続支援

使用を停止した病床1つ・使用しなかった日1日につき8,000円

なお、ア)・イ)とも、休診期間または病床の使用停止期間と、り患者または疑いのある者の健康観察期間中のいずれか短い期間を助成期間とする。

(4) 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入支援【新規実施】

新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たしたが、リハビリや他の疾患の療養の必要、介護者の罹患などの理由により自宅や入所施設、グループホーム等に戻ることのできない入院患者の転院等を受け入れる区内の医療機関や高齢者施設等を支援し、区内の新型コロナウイルス感染症入院受入病床の確保を図る。

対象となる施設

ア) 転院元病院

区内で新型コロナウイルス感染症患者の入院を受入れる医療機関

イ) 転院先施設

転院元病院より新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院を受け入れる、区内の東京都新型コロナウイルス感染症患者転院等受入医療機関・病院・有床診療所・介護保険施設（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム【ショートステイ】）及び、その他区長が必要と認める医療機関等

国又は地方自治体が設置者のものを除く。

交付要件

- ・転院元病院が退院基準を満たしたと判断した日より3日以内に速やかに転院を行うこと
- ・新型コロナ病床（病棟）から新型コロナ病床（病棟）以外の一般病床（病棟）等へ転院を行うこと。
- ・同一病院内の転床については新型コロナウイルス感染症回復後患者が、退院できない合理的な理由が存在する場合、転院先補助のみ対象とする。

補助額

区分	補助額
転院元病院	患者1名につき 12,000円
転院先受入施設	患者1名1日につき 8,000円（転院後10日間まで）

自衛隊中央病院【防衛省】、都立松沢病院【東京都】については転院元の施設対象となるが補助については実施しない。

3 補助期間

令和3年4月1日に遡り対象とし、令和4年3月31日まで

4 所要経費

所要経費 合計584,714千円

令和2年度第6次補正予算（繰越明許費）により実施する。

	所要額
合計	584,714千円
病床確保支援	113,088千円
発熱外来の運営支援	266,400千円
休業・縮小施設の再開支援	100,106千円
新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入支援	105,120千円

歳入予算は、全額について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する。

5 令和2年度実績（調整中）

病床確保支援	支援した医療機関数 8病院	確保された病床数（計） 166床	区民使用延べ病床数 9,423床
発熱外来の 設置・運営	支援した医療機関数 12病院・21診療所	運営された延べ日数 5,493日	
休業・縮小施設 の再開支援	支援した医療機関数 6病院	停止病床への補助 6,839床	休診に対する補助 428日
令和2年度	予算額 741,819千円	執行額 695,590千円	執行率 93.8%

6 今後の対応

新型コロナウイルス感染症の感染や入院等の状況・国・都の支援事業の動向、病床ひっ迫状況などを踏まえて、必要な見直しを検討する。

7 今後のスケジュール（予定）

令和3年 6月上旬～ 令和2年度事業実施医療機関等への周知
区ホームページ等による周知
交付申請等受付開始

7月1日 区のお知らせ せたがや掲載

7月～ 第1期（4月1日～6月30日）実施状況報告申請等